

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る審査基準

平成14年9月25日
通達第5号

第1 法人文書の開示義務等

- 1 開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった法人文書を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求に係る法人文書を電子航法研究所が保有していない場合、又は開示請求の対象が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の法人文書に該当しないとき（第2を参照）。
 - (2) 開示請求に係る法人文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とするとき（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）（第3を参照）。
 - (3) 法第8条の規定により、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき（第4を参照）。
 - (4) 開示請求の対象が、他の法律における法の適用除外規定により、法による開示請求の対象外のものであるとき。
 - (5) 開示請求手数料が納付されていない場合、法人文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき。
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき（第5を参照）。
- 2 開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない（第6を参照）。
- 3 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、電子航法研究所が公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる（第7を参照）。

第2 形式要件の審査

1 法人文書該当性に関する審査基準

(1) 開示請求の対象となる「法人文書」とは、電子航法研究所の役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、電子航法研究所の役職員が組織的に用いるものとして、電子航法研究所が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを除く。

(2) 開示請求の対象が法第2条第2項に規定する「法人文書」に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。

ア 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、電子航法研究所の役職員が当該役職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載することや収受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。

イ 「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。)」とは、電子航法研究所において、現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供される、いわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等のように、内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリーファイル等は含まれない。

ウ 「電子航法研究所の役員又は職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に關与した役職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち電子航法研究所の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、以下のものは「組織上用いるもの」に該当しない。

- ・ 役職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための資料、備忘録等）
- ・ 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ・ 役職員の個人的な検討の段階に留まるもの（決裁文書の起案前の役職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が「組織的に用いるもの」に該当するか否かの判断は、以下の事項を総合的に考慮して行う。

- 作成又は取得の状況（役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものであるかどうか、直接的又は間接的に組織の長等の管理監督者の指示等の関与があったかどうか。）
- 利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか。）
- 保存又は廃棄の状況（専ら当該役職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。）

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、以下の時点が目安として挙げられる。

- 決裁を要するものについては、起案書が作成され、決裁に付された時点。
- 会議資料については、会議に提出した時点。
- 申請書等については、申請書等が電子航法研究所の事務所に到達した時点。
- 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点。

(3) 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配（当該文

書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管、廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを意味する。) していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、電子航法研究所以外の組織・個人等から一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には該当しない。

2 法人文書の特定性に関する審査基準

開示請求書の「法人文書の名称その他法人文書を特定するに足る事項」の記載から、開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載があれば、請求された法人文書が特定されたものとして扱うものとする。個別具体の開示請求事案における法人文書の特定は、電子航法研究所が個別に判断する。例えば、「に関する資料」(の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には関連性の程度には種々のものが想定され、どこまで含むかは明らかではない。)、の保有する法人文書」という記載がされている場合には特定することが不十分と判断される。

一方、法人文書ファイル管理簿に登載されている法人文書ファイル名が記載されている場合には、そのファイルから文書の特定ができる可能性が高いので、特定が不十分とは言えない。

第3 不開示情報該当性に関する審査基準

開示請求の対象である法人文書に記録されている情報が、法第5条各号に列挙されている不開示情報に該当するか否かの判断は、以下の基準によって行う。

なお当該判断は、開示決定を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報（法第5条第1号）

第5条

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 特定の個人を識別することができる情報等について

個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報は原則として不開示とする。

ア 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

イ 「特定の個人を識別できるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であ

るかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

ウ 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等を組み合わせることにより特定の個人を識別することができる場合は、「特定の個人を識別することができる」に該当する。

エ 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報についても、個人に関する情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的に「他の情報」には含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

オ 厳密には特定に個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように当該情報の性質、集団の性格及び規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

カ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

(2) 法令の規定により公にされている情報等（法第5条第1号イ）について

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を有するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足り

る。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報であっても、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合がある。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されているものに限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ロ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等に関する情報（法第5条第1号ハ）の取扱いについて

ア 国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員（以下「公務員等」という。）に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。

なお、当該個人が公務員等であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報でもあるなど、一つの情報が複数の個人情報である場合には、個人ごとに不開示情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

イ 「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員並びに独立行政法人等の役員及び職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、不開示とはならない。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。ただし、法第5条第1号八の規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、公務員等に関する情報であっても、職員等の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員の個人に関する情報として保護され「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

エ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、法第5条第1号八には該当しないが、同号イに該当する場合がある。すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務遂行に係る情報についての公務員等の氏名は、個人に関する情報としては不開示情報に当たらないこととなる。

人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名及び氏名を公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第5条第2号）

第5条

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について

ア 「法人その他団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、

政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第5条第1号の不開示情報に当たるとしても検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第2号ただし書き）について

法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第5条第2号の不開示情報には該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

(3) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第5条第2号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と電子航法研究所の事業との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意提出情報（法第5条第2号ロ）について

- ア 法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提出された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものとする。
- イ 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたもの」には、電子航法研究所の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提出された情報は含まない。ただし、電子航法研究所の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、電子航法研究所が、合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。
- ウ 「独立行政法人等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、電子航法研究所の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- エ 「公にしないとの条件」とは、法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、情報の提供を受けた電子航法研究所が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の電子航法研究所の事業の目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- オ 「条件」については、電子航法研究所の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- カ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしないことだけでは足りない。
- キ 公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、不開示情報とはならない。
- (5) 本号に該当する可能性のある主なものは次のとおり。
- 入札の手続に関する文書のうち、入札予定者又は入札者の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、公にすることにより当該入札予定者等の正当な権利を害するおそれがあるもの。
- 契約締結過程又は契約の結果に関する文書のうち、設計・施工上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより設計・施工者に不利益を与え

るおそれがあるもの。

施行体制台帳の添付書類である契約書等に記載された情報であって、公にすることにより法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの。

法人等の業績評価手続に関する文書のうち、法人等の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、公にすることにより当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの。

公にすることにより、知的所有権を害するおそれがあるもの（著作権法の調整規定により法に基づく開示の範囲内において著作権が制限される場合を除く。）。

個々の許可の申請書等に記載された情報のうち、法人等の詳細な事業計画、生産技術、経理等が記載されているものであって、公にすることにより法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの。

指導監督権限に基づき行った調査又は報告の聴取により明らかとなった法人等の経営状況や秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの。

用地取得の交渉状況等の記録や単価等、公にすることにより法人等に対する個別の補償内容が明らかとなり、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの。

3 審議、検討等に関する情報（法第5条第3号）

第5条

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 「国の機関、独立行政法人等及び地方自治体の内部又は相互間」とは、国会、内閣、裁判所、会計検査院（これらに属する機関を含む。）、独立行政法人等及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味する。
- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等又は地方自治体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、関係機関、有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら

の各段階において行われる審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、

- ・ 審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合（この場合には、法第5条第4号口の不開示情報に該当する可能性もある。）
- ・ 電子航法研究所の内部における検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該内容に不当な影響を受けるおそれが生じる場合

などがこれに該当する。

- (4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意志決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、

- ・ 特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合

などがこれに該当する。

- (5) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、

- ・ 道路の建設計画の検討状況に関する情報が開示されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合
- ・ 違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が開示されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場

合

などがこれに該当する。

- (6) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (7) 国の機関、独立行政法人等又は地方自治体としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が事業全体の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、事業全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、不開示情報となる。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものである場合には、一般的に本号に該当する可能性は低いものと考えられる。

- (8) 本号に該当する可能性のある主なものは、前述のほか、次のとおり。
- ・ 予算成立前の予算に関する情報であって、公開することにより、予算作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの又は予算の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ・ 構想段階の道路網や個々の道路のルートに関する情報であって、公にすることにより、土地の買い占めを招いたり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。
 - ・ 審議会や会議において発言者を特定する情報や審議途中の検討段階における情報等、公開することにより審議会や会議における公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ・ 中間段階の研究成果等発表前に十分な専門的検討が必要な情報であって、検討前に公開することにより国民に誤解を与えるおそれがあるもの。

4 事務又は事業に関する情報（法第5条第4号）

第5条

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその意見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 独立行政法人等が行う事務等に関する情報で当該事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第4号）について

ア 国の機関、独立行政法人等又は地方自治体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。

なお、法第5条第4号イからトまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

エ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2) 国の安全が害される等のおそれがある情報（法第5条第4号イ）について

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

イ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織等（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。

例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

ウ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。

例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものも含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推論されることとなり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報（法

第5条第4号ロ)について

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とはならない。

犯罪の「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。

さらに、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第5条第4号ハの規定（以下の・）により開示・不開示を判断する。

(4) 監査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ等がある情報（法第5条第4号ハ）について

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級

の証明等のための帳簿書類その他の物件等を調べたことをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、国民における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に隠蔽することを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の国民に法規制を免れる方法を示唆することとなるものは、不開示となる。

(5) 契約等に係る事務に関し、独立行政法人等の財産上の利益等を不当に害するおそれがある情報（法第5条第4号ニ）について

ア 「契約」とは、相手方との意志表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他法令に基づく不服申立てがある。

イ 国、独立行政法人等又は地方自治体が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等の立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

例えば、

- ・ 入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり財産上の利益が損なわれる場合
- ・ 交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合

などは不開示となる。

(6) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報（法第5条第4号ホ）について

国の機関、独立行政法人等又は地方自治体が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員がその発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

例えば、

- ・ 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合
- ・ 試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

などは不開示となる。

- (7) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第4号へ）について

国の機関、独立行政法人等又は地方自治体が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。

- (8) 国若しくは地方公共団体が経営する企業等に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報（法第5条第4号ト）について

国若しくは地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は独立行政法人等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は、法第5条第2号の法人等とは当然異なり、国、地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

- (9) 本号に該当する可能性のある主なものは、前述のほか、次のとおり。

- ・ 核物質の運送等についての情報であって、核物質の安全性及び防護上、公になると我が国の安全が担保できなくなるおそれがあるもの。
- ・ 電子情報システムへの侵入を阻止するためのセキュリティの機器及び運用に関する情報であって、公にすることによりシステムへの侵入を容易にするおそれがあるもの。
- ・ 道路施設や公共交通機関の安全確保や防犯を目的とするシステムに関する

情報であって、公にすることにより犯罪の実行を容易にし、安全を侵害するおそれがあるもの。

- ・ 共同溝の平面図や建築物の設計図等であって、公にすることにより当該施設への不法な侵入・破壊を招くおそれがあるもの。
- ・ 監査、立入り検査等の範囲、手法、時期、場所等が記載されているものであって、公にすることにより当該監査、立入り検査等の目的及び実行を損なうおそれのあるもの。
- ・ 工事の契約に係る予定価格、予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、公にすることにより入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（契約締結後は公開）。
- ・ 工事発注案件の詳細情報であって、入札前に公にすることにより特定の者に利益を与えたり、談合を誘発する等入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（契約締結後は公開）。
- ・ 物品管理に関する予定単価、購入予定単価が推測できる情報であって、公にすることにより物品管理事務の適正な行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ・ 行政手続法に基づく聴聞審理に関する情報であって、公にすることにより聴聞の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ・ 職員の人事に関する調査結果等のうち、公にすることにより任免、給与等の人事管理の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ・ 建築物の設計図等施設設備の管理に関する情報であって、公にすることにより施設設備の警備等に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ・ 用地取得等の交渉方針、交渉状況又は予定地等の情報であって、公にすることにより交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

第4 法人文書の存否に関する情報に関する審査基準

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1 「法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」について

「法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記載された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになることとなる。このような特定の者及び特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてに生じ得る。

例えば、

- ・ 特定の個人の病歴に関する情報
- ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報
- ・ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報

などがこれに該当する。

2 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」について

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否するものとする。法人文書が存在しない場合に不存在と回答して、法人文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることとなるからである。

開示請求を拒否する決定をする際に、処分の理由を提示する必要があるが、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を回答することにより、どのような不開示情報を開示することとなるかをできる限り具体的に提示することとなる。

第5 権利濫用該当性に関する審査基準

法には、権利濫用に係る特別の規定は設けられていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うこととなる。

どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の電子航法研究所の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。電子航法研究所の事務を混乱、停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できる。

第6 部分開示に関する審査基準

第6条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき、開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る法人文書について、法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示(法第6条第1項)

(1) 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」について

「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するか否かを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」について

ア 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、

- ・ 文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴ある筆跡により特定個人を識別することができる場合
- ・ 録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても、声により特定個人を識別することができる場合

などがこれに該当する。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗

り再複製するなどして行うことができ、一般的には容易である。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容にのみ不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合は、容易に区分して除くことができる範囲で開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」について

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば、個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、電子航法研究所が本法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない」について

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示しても意味がないと認められる場合をいう。

例えば、残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。

イ 「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（法第6条第2項）

特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日等の部分だけを削除すれば残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときは、部分開示とする。

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」について

個人を識別することができることとなる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。

例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の研究論文等、開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人識別性のある部分を除いた部分について、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないもの限り、部分開示の規定を適用する。

- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」について

法第6条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うこととなる。

したがって、他の不開示情報に該当しない限り、当該部分は開示されることとなる。ただし、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、法第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第7 公益上の理由による裁量的開示に関する審査基準

第7条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」について

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、電子航法研究所の高度の行政的な判断により、公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

法第5条各号においても、第1号口、第2号ただし書等、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、法第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることにより公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

2 「当該法人文書を開示することができる。」について

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたとにもかかわらず法人文書を開示しないことは想定できないが、公益上の必要性の認定について電子航法研究所の要件裁量を認めるものである。